

大分市総合計画第2次基本計画(案)の概要

※下線は、現行基本計画から内容に変更があった箇所

総論

第1章 基本計画の目的

第2章 基本計画の期間と対象

第1節 計画の期間

第2節 計画の対象区域及び範囲

第3章 基本計画の要件（計画策定に当たって考慮すべき事項）

第1節 人口

第2節 経済

第3節 土地利用

第4章 まちづくりに関する市民の意識

第5章 基本的な政策の体系

（基本構想に掲げる6つの基本的な政策を進めるための4.2の具体的政策・施策の体系）

第6章 計画推進の基本姿勢

市民主体のまちづくり / 個性を生かした自立したまちづくり /
新たな時代の市民ニーズに対応した多様な連携 / 行政改革の推進・計画的な財政運営 /
計画に基づく政策・施策の推進 / 地方創生の推進

第1部 市民福祉の向上

第1章 社会福祉の充実

第1節 地域福祉の推進

<基本方針>

市民一人ひとりが、障がいの有無や年齢等にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で個性を生かし、お互いが支え合い、助け合うことにより、安心してともに生活を送ることができる、みんなが主役の地域社会づくりを進めます。

<主な取組>

地域で支え合う体制づくり / 地域福祉の担い手づくり / 地域福祉推進体制の整備

第2節 子ども・子育て支援の充実

<基本方針>

市民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会の実現を図るため、ライフ・ステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。

また、良質で適切な教育・保育・子育て支援の総合的な提供を図るとともに、保護者自身の親としての成長を支援します。さらに、地域や社会全体で子どもの育ちや子育てを支える環境を整えることで、すべての子どもが健やかに育つことができるまちづくりを推進します。

<主な取組>

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実 / 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実 / 乳幼児期における教育・保育の提供 / 子どもと家庭へのきめ細かな支援 / 子どもと子育てを支える社会づくり / 仕事と子育ての両立支援

第3節 高齢者福祉の充実

<基本方針>

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築、推進に努めます。

<主な取組>

高齢者の福祉と保健を支える社会的基礎の確立 / 地域生活支援体制の整備 / 高齢者が生きがいを持って元気に暮らすための支援 / 介護予防・重度化防止の推進 / 認知症高齢者支援対策の推進 / 介護サービス基盤の整備 / 介護保険事業の円滑な推進

第4節 障がい者(児)福祉の充実

<基本方針>

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加し、社会の一員として責任を分かち合うとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる社会の構築を目指し、個々の障がいに応じた適切な施策を推進します。

<主な取組>

広報・啓発の推進 / 保健・医療体制の充実 / 相談支援体制の充実 / 教育の充実 / 雇用・就労の促進 / 地域生活への移行の促進 / 社会参加の促進

第5節 社会保障制度の充実

<基本方針>

国民健康保険制度・高齢者医療制度・国民年金制度の周知と健全な運営に努めるとともに、市民が安心して生活を送れるようにそれぞれの制度が、将来にわたり改善・充実されるよう、国や県に

大分市総合計画第2次基本計画(案)の概要

※下線は、現行基本計画から内容に変更があった箇所

働き掛けていきます。

また、生活困窮者の生活の安定と自立を支援するため、生活相談や生活指導などの充実に努めます。

<主な取組>

国民健康保険制度の充実 / 高齢者医療制度の推進 / 国民年金制度の推進 / 生活困窮者への支援

第2章 健康の増進と医療体制の充実

第1節 健康づくりの推進

<基本方針>

すべての市民が、健康で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉及び教育等との連携を深めながら一貫した保健サービスを総合的に展開するとともに、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、市民の身近な地域での健康づくりを推進します。

<主な取組>

健康寿命の延伸に向けた支援 / 健康づくり活動への支援 / 地域に密着した活動の強化 / 健康審査体制の充実 / 心の健康づくり / 感染症予防のための啓発・情報提供

第2節 地域医療体制の充実

<基本方針>

市民一人ひとりが適した医療を受け、その生命や健康を守ることができるよう安心で安定した地域医療体制の確立を目指します。

<主な取組>

地域医療体制の整備 / 在宅医療体制の整備 / 救急医療体制の充実 / 災害時医療体制の拡充 / 健康危機管理体制の強化 / 感染症のまん延防止対策の充実

第3章 人権尊重社会の形成

第1節 人権教育・啓発及び同和対策の推進

<基本方針>

人権尊重社会の形成に向け、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、ともに生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指し、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、その他あらゆる人権問題の解決に向けた計画的かつ効果的な施策の推進を図ります。

<主な取組>

あらゆる場での人権教育と啓発の推進 / 効果的な人権教育と啓発の推進 / 分野別課題への対応

第2節 男女共同参画社会の実現

<基本方針>

男女共同参画社会の実現を目指し、男女が互いに一人の人間として認め合う社会づくりを基本に、男女平等や女性の自立と社会参画を推進する総合的な施策の展開を図ります。

<主な取組>

男女共同参画社会に向けた意識づくり / だれもが暮らしやすい環境づくり / 推進事業の充実

第4章 地域コミュニティの活性化

<基本方針>

市民主体のまちづくりをさらに推進するため、市民自らの考えに基づく自発的な取り組みを促進し、支援する中で、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティの活性化を図り、市民一人ひとりが誇りを持って暮らせる地域社会の構築を目指します。

<主な取組>

地域コミュニティ活動の促進 / 地域を担う人材の育成・確保 / 地域コミュニティ活動の場の整備 / 地域愛護意識の高揚

第5章 健全な消費生活の実現

<基本方針>

消費生活の安定と向上を図るため、消費者の権利の尊重と自立支援を基本に、事業者の適正な事業活動の確保を図るなか、消費者問題に対する市民への啓発と相談体制の充実等に努めるとともに、消費者団体の自主的活動を促進します。

<主な取組>

消費者教育・啓発の推進 / 適正な事業活動の確保 / 消費者団体活動の促進

大分市総合計画第2次基本計画(案)の概要

※下線は、現行基本計画から内容に変更があった箇所

第2部 教育・文化の振興

第1章 豊かな人間性の創造

第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

<基本方針>

幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進することにより、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を創造します。

<主な取組>

生きる力をはぐくむ教育活動の展開 / 特別支援教育の充実 / 幼児教育・保育の充実

第2節 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

<基本方針>

時代の変化に対応し、子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域社会及び関係機関との連携・協働を図りながら、教育環境の整備・充実に努めます。

<主な取組>

すべての子どもの学びの保障 / 時代の変化に対応した教育環境の整備 / 教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進 / 地域とともにある学校づくりの推進

第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興

<基本方針>

生涯学習社会の構築のため、学びの支援体制や機会・内容の充実を図り、地域力の向上に努めます。
また、豊かな人間性や社会性をはぐくむため、地域で子どもたちを育成するための環境づくりを推進します。

<主な取組>

生涯学習支援体制の充実 / 学習機会や学習内容の充実 / 地域活動の充実 / 地域における子どもの健全育成 / 人権・同和教育の推進

第2章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

<基本方針>

優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成し、幅広い関連分野への活用に向けた文化・芸術を生かしたまちづくりを進めます。

<主な取組>

独自の文化・芸術の創造と発信 / 文化・芸術活動の振興と活用 / 文化施設の整備・充実 / 文化財の保護・保存・活用 / 伝統的な芸能、行事の保存・継承

第3章 スポーツの振興

<基本方針>

市民のだれもが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興に努めます。
また、スポーツがまちづくりにもたらす効果を活用した地域づくりを推進します。

<主な取組>

生涯スポーツの推進 / 競技スポーツの振興 / スポーツを指導・支援する人材の育成 / スポーツ施設の整備・活用 / スポーツによるまちづくり

第4章 国際化の推進

<基本方針>

地域の発展や課題の解決に向け、国際交流・国際協力を推進するとともに、グローバル人材の育成や共生社会の実現に取り組みます。
また、民間の活動を積極的に支援するなど、市民との連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進します。

<主な取組>

多彩な国際交流・国際協力によるまち・ひとの活力の創出 / 外国にルーツを持つ人々も暮らしやすいまちづくり

大分市総合計画第2次基本計画(案)の概要

※下線は、現行基本計画から内容に変更があった箇所

第3部 防災安全の確保

第1章 防災力の向上

第1節 防災・危機管理体制の確立

<基本方針>

国土強靱化基本法の理念を踏まえ、強靱な地域づくりを計画的に進めるなかで、市民と行政、防災関係機関が一体となった総合的な防災・危機管理体制の確立を目指し、防災・危機管理意識の高揚を図るとともに、ハードとソフトの適切な組み合わせによる災害予防対策を推進します。また、災害発生時に生命や身体の安全を確保するため、情報収集・伝達機能の強化や協力・支援体制の整備、ライフラインの確保に努めるとともに、これらをより効果的に機能させるために地域の防災力向上を図ります。

<主な取組>

防災・危機管理意識の高揚 / 災害予防対策の推進 / 災害情報の収集・伝達手段の多重化及び迅速・的確化 / 緊急時協力体制の整備 / ライフライン対策の充実 / 地域防災力の強化

第2節 治山・治水対策の充実

<基本方針>

台風や集中豪雨、地震などの自然災害に強い安全なまちづくりを目指し、森林や農地等の保全を図るとともに、河川・ため池の改修事業や砂防事業等を促進します。また、公共下水道を計画的に整備するとともに、雨水排水施設を効果的に整備し、浸水対策を推進します。さらに、災害から人命や財産を守るため、ハード整備とソフト対策が一体となった減災に向けた取組を推進します。

<主な取組>

森林や農地等の保全 / 河川改修等の促進 / 砂防事業等の促進 / 浸水対策の推進 / 減災に向けたソフト対策の推進

第2章 安全・安心な暮らしの確保

第1節 消防・救急体制の充実

<基本方針>

市民生活の安全を確保し安心を身近に実感してもらうため、火災予防を推進するとともに、消防体制と救急・救助体制の充実を図ります。

また、被災時における人命救助を最優先にするとともに、被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携強化し、緊急消防援助隊等の体制の充実を図ります。

<主な取組>

火災予防の推進 / 消防体制の充実 / 救急救助体制の充実 / 緊急消防援助隊等の体制の充実・強化

第2節 交通安全対策の推進

<基本方針>

人と車の調和のとれた安全で快適な交通社会の実現を目指し、人優先の交通安全思想の普及・徹底や交通安全環境の整備など、広範な交通安全対策を推進します。

<主な取組>

交通安全思想の普及・徹底 / 交通安全環境の整備 / 交通事故にあわれた方への支援の充実

第3節 犯罪のないまちづくりの推進

<基本方針>

安全で住みよい地域社会を実現するため、広報活動や地域における防犯活動を通じて、防犯意識の啓発と高揚に努めます。また、各種防犯活動団体との連携や防犯灯の設置などの防犯環境の整備を進め、行政、地域、関係機関が一体となった犯罪のないまちづくりを目指すとともに、犯罪被害者等の支援を総合的に推進します。

<主な取組>

防犯意識の高揚 / 犯罪のないまちづくり / 犯罪被害者等への支援

大分市総合計画第2次基本計画(案)の概要

※下線は、現行基本計画から内容に変更があった箇所

第4部 産業の振興

第1章 特性を生かした生産業の展開

第1節 工業の振興

<基本方針>

既存産業の振興を機軸としながら、企業誘致の推進やさまざまな創業支援機関と連携し、幅広い産業の集積を推進します。また、中小企業における技術の高度化や、経営の効率化の促進、企業活動を支える人材の確保と育成、国内の販路拡大のみならず海外展開の支援などを実施することで、企業の競争力の強化を図ります。

<主な取組>

高度技術に立脚した産業集積の推進 / 中小企業の競争力の強化

第2節 農業の振興

<基本方針>

優良農地の担い手への集積をはじめとする効率的な経営基盤の整備と安全・安心で魅力あふれる農畜産物の生産により、農業者の所得向上と競争力のある産地の育成を図ります。

また、観光や教育など多様な分野と連携し、食を通じた農畜産物のPRや地産地消による消費拡大を進め、持続可能な農業振興を図ります。

<主な取組>

都市型農業を支える人づくり / 信頼され魅力あふれるものづくり / 特性を活かした活力ある地域づくり

第3節 林業の振興

<基本方針>

森林が有する多面的機能が維持、発揮できるよう、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づいた森林の整備や保全を計画的に行います。

また、林業経営の安定化に向け、生産基盤と供給体制の整備や木質バイオマスの利用など木材の利用拡大を図ります。

<主な取組>

健やかな森林をはぐくむ人づくり / 森からの恵みがあふれるものづくり / 次世代につなぐ地域づくり

第4節 水産業の振興

<基本方針>

豊かな水産資源を守り育てるための良好な漁業環境の保全や漁港・漁場などの基盤整備を行うとともに、後継者の確保・育成に取り組み、生産性が高く持続可能な漁業の振興に努めます。

また、地産地消による消費拡大を進めるとともに、多様化する消費者ニーズに即した流通体制の充実など、市民が安心できる水産物の安定供給を目指します。

<主な取組>

明日の漁業を開く人づくり / 信頼され魅力あふれるものづくり / 豊かな海をはぐくむ地域づくり

第2章 活気ある流通・サービス業の展開

第1節 商業・サービス業の振興

<基本方針>

商業・サービス業の活性化に向けて、人材育成などの支援を通じ経営基盤の強化を図ります。また、創業支援などにより、店舗の集積を促進し、商店街の機能が最大限発揮できるように、商店街組織の機能強化を図ります。

さらに、刻々と変化する商業・サービス業の動向や課題を的確に把握するため、個々の事業者との意見交換の場を積極的に設けるとともに、商工会議所などの中小企業支援団体との連携を強化します。

<主な取組>

特色ある個店づくり / 魅力ある商店街づくり / 経営基盤の強化 / 創業支援 / 意見交換の場の充実

第2節 流通拠点の充実

<基本方針>

公設地方卸売市場は、市民へ生鮮食料品等を安定的かつ効率的に供給するための重要な流通拠点であることから、市場の整備や活性化に向けた中長期的な方針に基づいて市場機能の充実を図ります。

また、本市が東九州の玄関口として、広域流通拠点としての整備を促進するため、関係機関と連携し、大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設の機能の向上や活用促進に取り組むとともに、大分流通業務団地の活用促進を図ります。

<主な取組>

公設地方卸売市場の機能向上 / 大分港大在公共埠頭の活用促進 / 大分流通業務団地の活用促進

大分市総合計画第2次基本計画(案)の概要

※下線は、現行基本計画から内容に変更があった箇所

第3章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

<基本方針>

UIJ ターンの促進や「雇用のミスマッチ」の解消に努めるとともに、若者・女性・高齢者・障がい者などが意欲と能力に応じて働けるよう就労機会の拡大を図ります。

また、国や県、関係機関と連携しながら、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進、企業の人材確保・育成を支援することで、安定した雇用の確保に努めます。

あわせて、長時間労働の是正や、中小企業の福利厚生の実施など、労働環境の整備を推進します。

<主な取組>

就労支援 / 勤労者福祉の充実

第4章 魅力ある観光の振興

<基本方針>

本市が有する観光資源の磨き上げや新たな資源の発掘を行うことでブランド力の向上に努めるとともに、本市を訪れる人が「また来たい」と感じてくれるような「おもてなしのまちづくり」に取り組めます。

また、県下の市町村や九州各都市等との広域的な連携を強めるとともに、本市を応援してくれる個人・団体・事業者・関係機関と協力し効果的な情報発信や誘客を国内はもとより、海外にも積極的に展開することで、国内外での大分市の知名度を高め、交流人口の増加を目指します。

<主な取組>

観光資源の魅力向上 / 豊の都市おおいたの魅力発信 / 観光振興に向けた連携

第5部 都市基盤の形成

第1章 快適な都市構造の形成と機能の充実

第1節 計画的な市街地の形成

<基本方針>

少子高齢化の進展や人口減少社会を迎えるなか、多極ネットワーク型集約都市の形成に向け、多様な生活サービス機能が集積した県都にふさわしい風格ある広域都心と、自然・歴史・文化など地域の特性を生かした魅力ある地区拠点の形成を図ります。

あわせて、これらの拠点を中心に幹線道路の整備や公共交通網の充実などにより地域間

の連携を強化し、総合的かつ計画的な都市の骨格形成を推進します。また、市民とともに、新たな魅力の創出、地域の活力維持・増進に向けたまちづくりを図るとともに、人にやさしく美しい都市空間の創造を推進します。

老朽化が進んでいる橋梁やトンネルなどの都市基盤施設は、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を行い、長寿命化を推進します。

<主な取組>

風格ある広域都心と暮らしやすい地区拠点の形成 / 計画的な土地利用の推進 / 産業や生活を支える道路体系の確立 / 人にやさしく美しい都市空間の創造と整備 / 既存都市施設の計画的な維持管理

第2節 交通体系の確立

<基本方針>

市民、交通事業者、行政等の幅広い関係者が十分な連携・協働のもとで、だれもが利用できる持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るとともに、自家用車や自動二輪車、自転車などの私的交通との最適な組合せにより、まちづくりを支える交通体系の確立を図ります。

<主な取組>

公共交通ネットワークの構築 / 公共交通の利便性の向上と利用促進 / 自転車等利用環境の充実 / 広域交通ネットワークの強化 / 交通渋滞の解消・緩和

第3節 地域情報化の推進

<基本方針>

ICT を活用し、国、県や他の自治体と連携しながら、安全で快適な市民生活の実現と、活力ある地域経済・産業の育成を図ります。

また、情報格差の是正に向けた取組を行うとともに、重要な個人情報などを扱う自治体として、情報セキュリティのより一層の充実を図ります。

<主な取組>

オンライン化の推進 / オープンデータの推進 / マイナンバーカードの普及・活用 / 情報格差の是正 / ICTによる業務効率化・最新技術の調査研究 / 情報セキュリティ対策

第2章 安定した生活基盤の形成

第1節 水道の整備

<基本方針>

快適で安定した生活を支えるライフラインとして、安全で良質な水の安定供給を図るための諸施

大分市総合計画第2次基本計画(案)の概要

※下線は、現行基本計画から内容に変更があった箇所

策を着実に展開するとともに危機管理体制のより一層の強化を推進します。

また、経費縮減と安定した料金収入の確保などにより経営基盤の強化を図るとともに、管路耐震化など水道施設の強靱化を進めることで、将来にわたり安全・安心で持続可能な水道事業の確立を推進します。

<主な取組>

安全・安心な水道サービスの提供 / 経営基盤の強化 / 水道施設の強靱化 / 危機管理体制の強化

第2節 下水道の整備

<基本方針>

汚水処理及び雨水排除の都市基盤施設としての公共下水道の計画的、効率的な整備に努めます。
あわせて、経営の健全化などに取り組み、安全・安心な下水道サービスを提供します。
また、公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備とともに、浄化槽などの汚水処理施設の普及を促進します。

<主な取組>

公共下水道の整備促進 / 経営の健全化 / 安全・安心な下水道サービスの提供 / 浄化槽の普及促進と適正な維持管理の指導 / 危機管理体制の強化

第3節 安全で快適な住宅の整備

<基本方針>

市民一人ひとりが豊かさを実感できる安全で快適な住みよい居住環境の創出を図ります。
また、高齢者や障がいのある人、子育て世帯等が安心して生活できる住まいづくりを進めるとともに、公営住宅等に対する多様なニーズに対応した良質な居住空間の形成を図るなど、各地域の特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。

<主な取組>

暮らしを支える良好な居住環境づくり / 安全・安心で快適な住宅の確保 / 公営住宅等の計画的な整備

第4節 公園・緑地の保全と活用

<基本方針>

市民の健康維持やコミュニティ活動・文化創造活動・スポーツ・レクリエーション等に活用できる良好な都市空間を確保するため、幅広いニーズに対応した利用しやすい公園・緑地の整備や保全、適正な維持管理に努めます。

<主な取組>

公園・緑地の整備と保全 / 公園施設の維持管理と美化活動の推進 / 公園の有効活用

第6部 環境の保全

第1章 豊かな自然の保全と緑の創造

<基本方針>

生命と暮らしを支える豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、自然は貴重な財産であるとの認識の普及に努め、保全を進めます。
また、市街地の緑化を進めることにより、身近に自然を感じられる環境を整えるなど、緑を活用した多様な空間づくりを推進します。

<主な取組>

自然の保全 / 緑の創出 / 自然保護意識の醸成

第2章 快適な生活環境の確立

第1節 廃棄物の適正処理

<基本方針>

ごみの発生回避、発生抑制、再使用、再資源化を基本とし、廃棄物の適正処理に努め、循環型社会の形成を図ります。また、豊かな自然や快適な生活環境を保つため、市民・事業者等との協働による地域に密着した美化運動を展開します。

<主な取組>

循環型社会の形成 / まちの美化対策の推進

第2節 清潔で安全な生活環境の確立

<基本方針>

食品関連施設や生活衛生施設等の衛生を確保し、食の安全や衛生意識の高揚を図るとともに、動物愛護思想、ペットの適正な管理や飼育マナーについて啓発を行い、市民が清潔で安全に暮らせる生活環境の創出に努めます。

<主な取組>

衛生的な生活環境の確保 / 清潔な地域環境づくり / 墓地の適正配置

大分市総合計画第2次基本計画(案)の概要

※下線は、現行基本計画から内容に変更があった箇所

第3節 公害の未然防止と環境保全

<基本方針>

公害の未然防止と環境保全に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民、事業者、行政が一体となり、環境への負荷の少ない社会の構築を目指します。

<主な取組>

環境保全対策の推進 / 大気汚染・悪臭対策 / 水質汚濁対策 / 騒音・振動対策 / 土壌汚染対策

第4節 地球環境問題への取組

<基本方針>

かけがえのない地球環境を次世代に継承するため、市民、事業者等と連携しながら、環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動など、温室効果ガスの排出を抑制する取組を推進します。

また、国際社会の新しい温暖化対策の枠組みの合意を踏まえ、広域的・国際的な連携のもと、長期的・戦略的な取組により低炭素社会の構築を目指します。

<主な取組>

地球環境への配慮と市民意識の高揚 / 地球温暖化対策 / オゾン層保護対策 / 連携体制の整備